

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
の場合は、そ
の翌日)

目次

◇ 告 示

保険医療機関等の指定（保険課）
大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整
が行われることがある旨の告示（商工指導課）

土地改良区の定款の変更の認可（二件）（農村整備課）

地域森林計画の決定（林務課）

保安林の指定の解除（造林課）

保安林の指定の解除予定（〃）

土地収用法による事業の認定（管理課）

都市計画課の変更に係る案の縦覧（二件）（都市計画課）

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（〃）

開発行為に関する工事の完了（〃）

◇ 公安告示
遊技機の型式の検定（防犯少年課）

告 示

鳥取県告示第二百六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に
基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医
療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険
医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第
二条の規定により告示する。

平成四年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
平井薬局	鳥取市元大工町四七―四	平成四年二月十五日
平山歯科医院	西伯郡淀江町大字淀江八九〇	平成四年二月二十七日
弓場医院	○ 米子市旗ヶ崎二丁目二二―一 三 米子市道笑町二丁目二二―一	平成四年三月一日
秋山歯科医院	〃	〃
森本歯科医院	倉吉市明治町一〇三―一―二六	平成四年二月一日
都田薬局	米子市道笑町一丁目一〇八	平成四年二月十五日

鳥取県告示第二百七号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成四年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の氏名又は名称 株式会社ジュンテンドー	建物の名称 ホームセンタージュンテンドー淀江店	建物の所在地 西伯郡淀江町大字西原一八九―四外
---------------------------	----------------------------	----------------------------

鳥取県告示第二百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大栄町土地改良区の定款の変更を平成四年二月二十七日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成四年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、東伯町土地改良区の定款の変更を平成四年二月二十七日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成四年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画をたてたので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

1 千代川地域森林計画書

2 千代川地域森林計画図

二 縦覧に供する期間

平成四年三月四日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課並びに鳥取県鳥取地方農林振興局及び鳥取県

八頭地方農林振興局

四 意見の申立て

この地域森林計画に意見のある者は、この告示の日から起算して三十日以内に、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

鳥取県告示第二百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成四年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字直波二一四九の一、二一四九の二、字白路ヶ

山二一五六の一

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第二百十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字上浜一七〇三の六〇〇

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第二百十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

用瀬町

二 事業の種類

高齢者生産創作活動施設建設事業

三 起業地

1 収用の部分 八頭郡用瀬町大字用瀬字屋敷上へ側上ミ地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

用瀬町役場

鳥取県告示第二百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成四年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路三・六・一号境停車場線（変更後三・六・一号

境港停車場畔町線）

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

境港市大正町

三 都市計画の案の縦覧場所

境港市上道町三〇〇〇 境港市役所

四 縦覧期間

平成四年三月三日から同月十七日まで

鳥取県告示第二百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成四年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路三・四・十三号富士見町東町線

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

米子市東町

三 都市計画の案の縦覧場所

米子市加茂町一丁目一 米子市役所

四 縦覧期間

平成四年三月三日から同月十七日まで

鳥取県告示第二百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、河原町から八頭中央都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成四年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年十二月二日鳥取県指令受都計三―二第四十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市夜見町字米川東

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥根県八束郡美保関町大字美保関四六四

清水恵子

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十六号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めためたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成四年三月三日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	スーパービジョン	マルホン工業株式会社

“	スタークインソ	“
“	シンドラット	“
“	フューチャーエニツク SD II	株式会社大同
“	スパイラル	株式会社大一商会
“	ジャンケンII	有限会社銀座
テレビンジボール遊技機	スーパーテレビン	太陽電子株式会社
“	モダンタイム	“
“	テレビパッチンGET	“

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)】